

障害連事務局FAXレター

NO. 359 2016. 5. 9(月)

千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5階 障害連事務局

TEL 03-5282-0016 Fax 03-5282-0017

URL: <http://www9.plala.or.jp/shogairen/>

編集人 西田えみ子 太田修平

「障害者総合支援法改正法案の審議に対する要望」を提出

障害連は、5月9日(月)衆議院厚生労働委員に、障害者総合支援法改正案の審議にあたって、徹底審議を経た上で、入院時のヘルパー派遣に関する修正などを趣旨とする要望を提出しました。

(文：太田)

2016年5月9日

衆議院・参議院 厚生労働委員 各位

(障害連) 障害者の生活保障を要求する連絡会議

代表 関根 義雄

事務局長 西田 えみ子

障害者総合支援法改正法案の審議に対する要望

今回の障害者総合支援法改正案に関しまして、私たち障害連をはじめとする多くの障害当事者は、障害者自立支援法違憲訴訟の基本合意や、それにつづく総合福祉部会骨格提言からほど遠いものとして受け止めており、落胆しているのが正直なところです。

めざすべきは、障害者権利条約の指し示すインクルーシブ社会、すなわち障害があってもなくても分け隔てられない社会です。障害者総合支援法は具体的なサービス法として、それに向けた制度を作り上げなければならないはずで、それにもかかわらず、骨格提言とはまたしても程遠い内容であることは、残念でたまりません。

今回の改正案の検討段階で社会保障審議会障害者部会から様々な意見が出されています。重度障害者の入院時のヘルパー派遣については、審議会でも深刻な問題として受け止められ、何とか今回の改正案に盛り込まれました。

この改正案は、全体としては失望的な部分が多くを占める中で、入院時のヘルパー派遣を盛り込んだことに限っては、唯一光明を見出すことができます。ただ重度訪問介護利用者でかつ区分6の者しか認めないのは問題で、入院時にヘルパーが必要かどうかについてはコミュニケーション障害がどの程度あるかなど、環境的な部分があり、一概に区分で割り切ることはできません。医師・看護師とうまく意思疎通できないことから、入院が必要な状態にもかかわらず入院を躊躇する、あるいは病気とは別の不安にかられる人が多くいます。

以上の認識にたち、私たちは国会の中で障害者総合支援法改正案に関しまして徹底的な審議を経た上で、下記のことを強く要望いたします。

記

1. 現在国会に上程されている障害者総合支援法改正案では、入院時のヘルパー派遣について盛り込まれていますが、重度訪問介護利用者でかつ区分6と認められた者に限られており、それ以外の者であっても、必要な状況にある時は、入院時のヘルパー派遣を認め、全てのコミュニケーションに障害がある人が、安心して医療を受けられるようにすること。
2. 上記1. 以外でも、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言や、現行法の附則の見直し規定に沿った形の修正についても、法案審議にあたって追求をしていくこと。
3. 2010年、障害者自立支援法訴訟団が、国・厚労省と交わした基本合意について、この法案の審議を通じて、政府からこれからも遵守する旨の確約を引き出すこと。
4. この改正法案が、障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会の骨格提言や、現行法の附則規定にある見直し条項を満たしたものではないと認識し、この改正案の中に3年後の見直し条項を盛り込むこと。
5. 上記4. について、とりわけ障害者の範囲のあり方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、施設入所中の外出・外泊に伴う移動支援のあり方など、今回の改正案では盛り込まれなかった事項について、次の3年後の見直し条項として必ず盛り込むこと。

以上

【事務局】 障害者の生活保障を要求する連絡会議（障害連）
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5階
（担当：西田・太田）
TEL：03-5282-0016 FAX：03-5282-0017

※障害連事務局 FAX レター 359号を転載